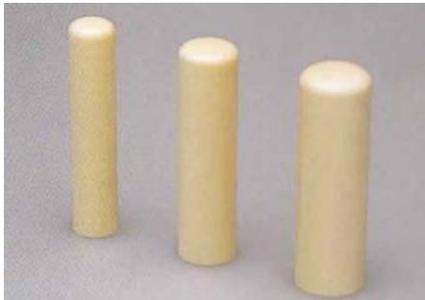


象牙、象牙製品の譲渡し等  
(売る、買う、あげる、もらう、貸す、借りるなど)  
は原則禁止されています。

# 象牙製品の販売には 事業者登録が必要です！

象牙製品には、印章、根付、置物、アクセサリー、撥（ばち）の他、  
茶壺の蓋、掛け軸の軸先など象牙が一部でも使われた製品も含まれます。



**【事業者登録の手続きはこちら】**

**事業者登録機関**

**一般財団法人自然環境研究センター 事業者登録係**

**TEL：03-6659-3577**

**(土日祝日を除く10時～17時)**



経済産業省



環境省

象牙製品を無登録で譲渡し等（売る、買う、あげる、もらう、貸す、借りるなど）した場合、個人は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその両方に、法人は1億円以下の罰金に処されることがあります。

## 事業者登録をするには

象牙製品の譲渡し等を行う場合は、**特別国際種事業者**の登録を受けなければなりません。登録には登録免許税90,000円と登録手数料33,500円がかかり、5年ごとに更新が必要です。手続きは以下の事業登録機関宛てに行ってください。

一般財団法人自然環境研究センター 事業者登録係  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号  
TEL:03-6659-3577（土日祝日を除く10時～17時）



## 事業者登録後、販売をするには

特別国際種事業者が象牙製品を広告・陳列・販売する際には、**以下の情報をわかりやすく表示**しなければなりません。（※店舗、露店、インターネット等場所を問わず、一般の方が見やすいように表示。）

- 登録番号
- 氏名又は名称
- 住所
- 代表者の氏名（法人の場合のみ）
- 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別
- 登録の有効期間の満了の日

表示様式に定めはありませんが、以下の見本も参考に、適切に表示してください。

特別国際種事業者 (象牙製品等を取り扱う事業者)	
登録番号	000△△
氏名又は名称	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞が関◆◆◆
代表者の氏名 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	ほん ぞう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	20●●年●月●日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。

陳列・広告時の登録番号等の表示の参考（経済産業省ウェブサイト）



参考様式はこちら



平成30年5月31日までの旧特定国際種事業ステッカーは使用できません。

問い合わせ先 経済産業省製造産業局生活製品課：03-3501-0969  
環境省自然環境局野生生物課：03-3581-3351(代表)

象牙製品を広告・陳列・販売する際は、特別国際種事業者の表示をお忘れなく！